

信用状の譲渡：米国統一商法典五 - 一一六条の規定を中心として

その他のタイトル	Transfer and Assignment of Letter of Credits
著者	曾野 和明
雑誌名	關西大學法學論集
巻	13
号	4-6
ページ	485-500
発行年	1964-02
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027613

信用状の譲渡

——米国統一商法典五——二六条の規定を中心として——

曾野和明

目 次

- 一 はじめに
- 二 信用状受益者の権利の譲渡及び地位の譲渡と assignment 及び transfer (or delegation)
- 三 Back-to-back credit と信用状手取金に対する権利 (right to proceeds) の譲渡性

一 はじめに

外国貿易においては、輸出商必ずしも商品の生産者とはかぎらず、信用状の名宛人たる輸出商が、与えられた信用(支払の保障)をできるかぎり自己の商業ラインに沿って利用し、信用状より得る利益を最大限に活用しようとするのも自然である。いわゆる信用状の譲渡という事態は、外国にある買手と一定商品の売買契約を締結した売主が、買手の取引銀行によって開設された信用状の受益者となった場合において、売買契約の対象である商品をこれから製造業者より仕入れなければならないといった場合に生じてくる。輸出業者は自己の仕入先への支払のためばかりでなく、製造業者の生産過程において注文破棄をしないという保障を与えるためにも、資金を必要としているのであって、この面から眺めても、信用状に基く輸出業者の権利の譲渡性あるいは被担保性の確保ということは、信用状の受益者たる輸出業者にとっては、きわめて望ましいこととなるのである。

しかしながら米国においては、「信用状の移転または譲渡」という概念把握について非常な混乱がみられ、この点に関する法はきわめて不安定な現状である。信用状の譲渡が問題になった判例も非常に少なく、それらの結論も分れているばかりでなく、またそこでの理論的分析は決して満足できるものではない。⁽¹⁾多くの学者により相当啓蒙されたにもかかわらず、⁽²⁾いわゆる信用状の譲渡に関する法的分野は、依然として極めて漠然とした分野として残されているのであって、現在のような不安定性が続くかぎり、譲渡に関する一貫した判例法の発展は期待できないであろう。

ところで、米国統一商法典は、信用状に関する第五章の一六条に「移転及び譲渡」として一条を設け、法の混乱を制定法によって救済しようとした。現在統一商法典は急速な勢いでアメリカ諸州によって採択されつつあるが

(現在十八州) 五——一六条の規定は、米国におけるロモン・ロー原則をどのように変革するものなのであろうか。この小稿では米法の下における信用状の譲渡に関する統一商法典の規定の意味を吟味することにも、国際商業会議所の手になる「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」(以下「統一規」)の規定をも眺めつつ、いわゆる信用状の譲渡といわれる概念を正確に分析することをもって目的としてくる。

註① Shattuck and Guernsey, *Letters of Credit—A Comparison of Article 5 of the Uniform Commercial Code and the Washington Practice*, 37 Wash. L. Rev., p. 544. 概念把握の混乱と、その分析の不完全さは我が国でも同様であり、信用状についての実務的解説書から「殆ど何の手がかりもえられなく現状である」。

② McGowan, *Assignability of Documentary Credits*, 13 Law & Contemp. Prob. 666 (1948); Hartfield, *Secondary Uses of Commercial Credits*, Colum. L. Rev. 899 (1944); Note, *Revised International Rules for Documentary Credits*, 65 Harv. L. Rev. 1420, 1430 (1952); Mentschikoff, *Letters of Credit: The Need for Uniform Legislation*, 23 U. Chi. L. Rev. 571 (1956); Ufford, *Transfer and Assignment of Letters of Credit Under the Uniform Commercial Code*, 7 Wayne L. Rev. 263 (1960); Finkelstein: *Legal Aspects of Commercial Letters of Credit*, 142 (1930); Ward and Harfield, *Bank Credits and Acceptance* 156 (4th ed. 1958).

二、信用状受益者の権利の譲渡及び地位の

譲渡と assignment 及び transfer (or delegation)

一 信用状発行者の約束は、一定の条件の下に受益者振出手形の引受・支払をなすということである。そしてこれを受益者側から眺めるとき、技術的には、受益者の譲渡しうる唯一の権利は、発行銀行の履行を得る権利であり、それは即ち一定の条件の下に手形の引受・支払を求めうる権利ということになる。このような発行者の約束は、流通信用状 (negotiation credit) の場合におけるように信用状に基いて振出された手形の所持人にも及ぶことがあるので

あるが、⁽³⁾このような点の如何にかかわらず、通常の信用状は、受益者の振出した手形の引受を約束するものと容易に解釈でき、受益者の振出した手形の呈示ということは、信用状の一つの条件となっているといえよう。ところで殆どどの米国の裁判所が常に遵守してきた債権譲渡に関する基本原則は、契約がとくに譲渡を禁止している場合を除いては、非個人的権利 (nonpersonal right) は譲渡しうることである。⁽⁴⁾したがってこの原則から眺めるならば、信用状の受益者は彼の有する「権利」が個人的 (personal) なものであるか、あるいは譲渡が契約で禁止されていないかぎり、彼の権利を譲渡しえそうである。そして発行者による金銭の支払という履行の面に、受益者による権利の譲渡を制限すべきような要請は認めえないので、受益者の有する権利にいわゆる個人的権利 (personal-right) 性を認めることは困難なようにおもわれる。したがって受益者によって準備された信用状条件合致の書類と、受益者振出手形を提示する譲受人は、譲渡の禁止のないかぎり、譲受人としての権利を主張しうることになりそうである。

しかしながら、問題は実は右のように単純ではない。即ち一般に信用状の「権利」の譲渡が可能かという場合において問題になるのは、実は右に眺めたような受益者の有しているところの「一定の条件の下に手形の引受・支払を求めうる権利」の譲渡性が論じられているのではなくて、むしろ、受益者の地位の譲渡という面が考えられているのであり、信用状条件の充足が受益者本人によってなされずに、受益者の地位の譲受人によって満足せられる性格のものか否かが中心課題となっているのである。⁽⁵⁾したがって米法的にいえば信用状条件の履行が第三者による代行 (delegation) に親しむか否かが考えられなければならないこととなる (Official Comment 参照)。⁽⁶⁾そこで、信用状の条件の中に、このような個人的要素 (personal element) が存しているか否かがキー・ポイントとして問題となり、少なくとも提供証券に関するかぎり、答えは肯定とならざるをえないであろう。受益者の性格・地位・名声は、信用状発行依頼者と

発行者が、B/Lが偽造されていないとか、船には売買契約に合致した商品が積込まれているとか、保険証券は真正のものであるとか等について頼り得る唯一の拠所であり、誠意をもって準備された提供証券こそ信用状の心臓といえるからである。統一商法典五——一六条の Official Comment も、もしも「信用状の譲渡」ということが、信用状条件の履行の delegation を含むとするならば、通常、名声のある受益者による信用状条件の履行というものに信頼をおいている発行依頼者は、自己の頼りとしていた拠所を奪われてしまうことになろう、と解説している。したがって、信用状の受益者の地位の譲渡は、そして米法的には第三者による信用状条件充足の代行 (delegation) は、発行者側よりする第三者による信用状条件充足についての明示の授權 (express authorization) の存しないかぎり原則としてできないものと解される。⁽⁷⁾

しかしながら、信用状に信用状条件充足の代行 (delegation) についてと明白に明示した授權のなされているものは、実際には非常に稀なのであって、普通に存するものは単に譲渡 (assignment) についての授權をなしているにとどまる。そしてこのような授權 (authorization) は、発行者によってつづる譲渡 (assignment) とともに信用状条件充足の代行 (delegation) の許容を含むものと意図されているのかもしれないし、あるいはそうでないかもしれないのである。したがって一般に信用状に使用される譲渡 (assignment) という言葉がまずよく解釈される必要がある。しかしながら、そのような明示の授權は、譲渡 (assignment) という言葉にもかかわらず、信用状条件充足の代行 (delegation) を許容していると解釈するのが正当であろう。信用状より生ずる権利の譲渡性は、信用状より発生する債務が金銭支払とか手形の引受といった単純な債務であることを考えるとき、むしろ当然に認めうるものなのであって、その点に関する明示の授權は不要であったというべきであり、発行者が特に信用状面に明示の授權をなしたとい

うことは、信用状条件充足の代行についての授權をなしたと考えなくては無意味な記載となるからである。assignment なる語はいわゆる信用状の受益者たる地位の transfer との混同のもとに、発行者によって使用せられているものと考えるべきであらう。しかしながら従来米国の判例の多数は、一九六三年の改正前の統一規則四九条が「信用状は開設銀行の明白な授權に基いてのみ譲渡 (transfer) せしむることができしかも “transferable” または “assignable” と特に表示のある場合に限る」と規定していたことをもって、明示の授權なきかぎり、信用状条件の充足の代行 (delegation) せしむるに、受益者は自己の権利すなわち一定の条件の下に自己振出手形の引受・支払を求めざる権利をも譲渡 (assignment) しえない旨の規定と解し assignment 禁止の合理性について充分に論じることなくしてかかる譲渡の禁止を有効と認めてきた。⁽⁸⁾ したがっておそらく統一規則への reference によって明示の授權なきかぎり assignment を禁止すると判断された信用状は、後にみるように統一商法典を採用しない州では、各州裁判所によって他の型の契約に与えられたそのような制限に対する態度と同様の扱いを受けるであらうとおもわれる。⁽⁹⁾

註(8) したがって、negotiation credit の場合とは、約束を受けた者 (promisee) に関する限りは、権利の譲渡の問題は起らざらる (Belton Nat'l Bank v. Armour & Co., 11 F. 2d 929 (5th Cir. 1926) 参照)。

(4) 4 Corbin, Contracts § 872 et seq. (1951); 3 Williston, Contracts, § 422 (3rd ed. 1960).

(5) 通常の信用状には、指示される種々の提供証券が誰によって準備せられなければならないかといったことまでは記載されていないが、一般的には、受益者自身か、彼の指揮監督の下にある代理人かによって準備されることが、当然期待されているといえるであらう。東京銀行貿易課・貿易と信用状三頁 (一九六二) 参照。

(6) 委託代行 (delegation) とは、債務者が第三者による履行によって自己の債務から免れようとする際に行なわれるものであるから、債務の履行との関係で眺められることが普通ではあるが、権利主張のための前提条件を満足させるために要求された行為の履行にも、同様の個人的要素の有無の判断は可能と云うべきである。なほ、4 Corbin, Contracts § 865 at 443, n. 14 (1951); 3 Williston, Contracts § 411 at n. 20 (3rd ed. 1960) 参照。

- (7) 拙稿・日米信用状取引の実際と法理論(一)・関西大法学論集二三卷一四六頁 Izawa, Sono and Shattuck, *Letters of Credit in Japanese United States Trade*, 38 Wash. L. Rev. 201. *Laudis v. American Exchange National Bank*, 239 N. Y. 234, 146 N. E. 347 (1924); *Hartfield, Secondary Uses of Commercial Credits*, 44 Colum. L. Rev. 899, 900 (1944) (同) 伊集・商業信用状論六五(三)(一九五八)論題。Ward and Hartfield, *Bank Credits and Acceptances*, 4th ed. pp. 154 *et seq.* (1955). State of New York Leg. Doc. (1954) No. 65 (D) 61 *et seq.* Chadey 氏の見解。*Old Colony Trust Co. v. Continental Bank*, 288 Fed. 979 (S. D. N. Y. 1921) 事件の「信用状が、その実体になつて手形の引受・支払をなすことの約束をなす」の「その約束は非個人的なものである」の理由から、譲渡を支持する判例も与えられるが、この判決は、信用状条件や、条件の充足についての個性の問題については、何等の注意も与られていない。なお註(8)における *Erikson case* 参照。
- (8) この点になつては、論議を招いた *Erikson v. Refiners Co.*, 264 App. Div. 525, 35 N. Y. S. 2d 829 (App. Div. 1942) 事件がある(註(7)引用の N. Y. Leg. Doc. 五〇頁以下参照)。この判決は、信用状の受益者が、信用状条件を自ら充足して振出した前記替手形の譲受人といえども、当該信用状に信用状の譲渡を禁ずる統一規則の引用がなされてゐる以上、その譲受人は、信用状に基く権利を発行銀行に対して主張しなかつたのである(拙稿・Why not Uniform Commercial Code Article 5? : Some Aspects of Fundamental Principles of Letter of Credit. 関西大法学論集十一卷四・五合併号八九〇頁参照)。
- なお本判決は、*Evanville Nat'l Bank v. Kaufman*, 93 N. Y. 273 (Ct. App. 1833) 事件が先例として引用されてゐる。この事件は、BによりC宛に振出された手形が支払われるべきところの被告たるBに對する“guaranty”となつてゐるが、C宛にBが振出した手形を割引した原告には、当該“guaranty”に基づいて被告に對して請求する権利はなかつたといふのであつて、その理由の一つとして示されたのは、“guaranty”は世間一般に對してなつてゐるものであり、Bのみになつてゐるものである。しかし、原告はBによつて振出された“guaranty”条件合致の手形を有してゐたのであり、Bが権利主張をなしうるかぎり、原告もBの権利承継者として権利主張をなしたはずであるから、不当な先例とならうべきであらう。そしてこれらに對しては、次のような關係およびそれに対する判決と對比するるとき、より明瞭となる。すなわち、商品の買主とならうとする者(あるうはその銀行)甲が、Xに對してその売手によつて買主宛に振出された手形の引受をなすことを約束し、条件合致の手形を割引したYが、その約束に基づいて権利を主張しようとするような場合である。*Lyon v. Van Raden*, 126 Mich. 259, 85 N. W. 721 (1901); *Fletcher Guano Co. v. Burnside*, 142 Ga. 803, 83 S. E. 935 (1914), *Bank of Buchanan County v. Continental Nat'l Bank* 277 Fed. 385 (8th Cir. 1921) 等の判決は、甲の約束者としての責任を、Yに對しては認めなかつたのであるが、この場合は、Yは、Xの権利承継者としての要素が全く認められなかつた場合であるから正当であつた。

case & Evansville Nat'l Bank case とは明確に區別されるべきものである。なほ註(7)引用の Old Colony Trust Co. case 及び註(8)引用の Kingdom of Sweden case 参照。

(6) 多くの州では、契約によつて生じた権利の譲渡を禁止する契約条項は有効と認められる。 4 Corbin, Contracts §§ 872 et seq. (1951); 3 Williston, Contracts § 422 (3rd ed. 1960)。なほ、米國判例が、本文のように解したところでは、一九六三年改訂前の統一規則四九条の規定方式でも多分に責任が存在していたようにおもわれる。即ち受益者の譲渡しようするのは契約上の権利 (contract right) であつて信用状 (credit) ではないにもかかわらず、旧規定が「信用状の譲渡」にのみ “transfer or assignment” の言葉を使用していたことは、あたかも「契約の譲渡」(assignment of contract) といつたかわらぬらしい用語法が、譲渡人 (assigner) の契約債務からの免脱によつて問題を生ぜしむると同様の問題を提示したからである。

二 ところで我々の觀念する信用状の受益者としての地位の譲渡ということに對して、統一商法典は如何なる態度をとつてゐるであろうか。統一商法典はその五一—一六第一項に「信用状に基いて手形を振り出す権利 (right to draw) は、信用状に移転可能または譲渡可能の明示のなされているときに限り、これを移転または譲渡しよう」との規定をおいている。ここでいう手形を振出す権利 (right to draw) とは何か。もともと受益者にこのような権利があるのかどうか。

発行銀行の約束は手形を引受・支払うということであつて、受益者が手形を振出すことができるということではない。もともと、手形を振出しうる事実には権利性を云々するのは、たとえば人が債務を負担しうる事実には権利性を語るに等しいのであつて、重要なのは、振出された手形の引受・支払を要求しうるという点なのである。この点で、統一商法典の、「手形を振出す権利」(right to draw) との表現は、適切さを欠くと評しうるであらう。しかしながら、本条につづての Official Comment は、本項は、信用状条件充足の代行権能 (delegation power) の譲渡について規定したので解説しており、既述の譲渡についての明示の授權についての理論的分析および第二項の規定ともあわせ

考えるならば、本項は、「受益者は、信用状に譲渡許容の明示の文言のある場合にかぎり、発行銀行をして手形を引受けせしめる権利を譲渡することができ、そしてその譲受人に手形を振出し且つ提供証券の準備等あらゆる信用状条件を充足させる権能を委託代りさせることができる」という意味にとるほかないであらう。これは我々の感覚からいうときは、受益者の地位の譲渡の問題ということになる。⁽¹⁰⁾ そしてこの解釈は、一九六三年改訂の統一規則の態度^(四六条二項)とも、実務における実際とも合致するのである。なお、一九六三年改訂前の旧統一規則は、「信用状は開設銀行の明白な授權に基づいてのみ譲渡することができ、しかも“transferable”または“assignable”と特に表示のある場合に限る」^(旧四九条)と規定していたが、改訂統一規則のもとでは、「信用状は、発行銀行によつて“transferable”と特に明示された場合にかぎり、これを譲渡することができぬ。“divisible”、“fractionable”、“assignable”および“transmissible”のような用語は、“transferable”という用語にそれ以上なんの意味もつけ加えないので、これらを用いてはならない」^(改訂四二条)と改正されたので、この規定が信用状の受益者の地位の譲渡(transfer)のみに関するものであつて、発行銀行に対し一定の条件の下に手形の引受・支払を求めうる受益者の権利の譲渡(assignment)には何ら関連しないことが明確になったといえよう。新規定は assignment という言葉が、権利の譲渡・移転という感覚を導きやすいのを考慮して、信用状受益者としての地位全体の移転について、“transfer of credit”に統一しているものと考えられるのである。⁽¹¹⁾ その意味では、統一商法典五——一六条一項が、依然として transferable or assignable との語を使用しているのは、なお誤解を生じやすい表現と評しうる。

なお統一商法典は、信用状の受益者の地位が“transferable”となれた場合、その部分的譲渡(partial transfer)や、再譲渡(successive transfer)が可能となるのかについての疑問には何らふれることなく、その解決はコモン・

ローの一般原則の下での解決に委ねている。したがって分割譲渡についていえば、それを禁止する旨の条項のないかぎりには債務者の利益を害しないような十分な配慮と手続の下でなされるときは有効ということになり、再譲渡については、⁽¹²⁾ コモン・ローには再譲渡を禁止する法原則は存しないが、再譲渡を禁止する条項が存する場合には、それによって律せられるということになろう。統一規則の下では、再譲渡は禁止され^(四六条)、他方分割譲渡は認められて^(四六条三項)。したがって、もしも信用状に“transferable”と明示の授權がなされ、かつまた統一規則の引用がなされているときは、統一規則が契約の内容として、コモン・ローの原則に優先するものとおもわれる。⁽¹³⁾

註(10) Izawa, Sono and Shattuck, 註(7)引用論文二〇二頁参照。

(11) 小原三祐嘉氏は「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例——改訂条文とその問題点——」(パンキンダ一八〇号一〇七、一二二頁)において、「譲渡可能信用状であるための必要条件として、新条文は、旧条文と同様、原信用状面に「譲渡可能」「transferable」と明示すること」を規定しているが、この譲渡可能の用語については、旧条文では“transferable”または“assignable”のいずれを使用しても差支えなかった。ところが“assignable”という用語は“transferable”より広い意味をもち法律的に妥当な用語ではないという理由で、新条文ではそれが認められなくなり、“transferable”の文言統一が行なわれた。従来より、米國や日本においては“assignable”の用語が盛んに使用されていたが、今回の新条文には特に注意を喚起する必要がある」と解説されている。

(12) 4 Corbin, Contracts § 889 (1951); 3 Williston, Contracts §§ 441-443 (3rd ed. 1960).

(13) 統一規則の法的効力および商慣習との関連一般については、拙稿・日米信用状取引の実態と法理論(一)・関西大法学論集二三巻一号五四〜五六頁参照。

三 Back-to-back credit と信用状手取金に対する権利 (right to proceeds) の譲渡性

一 前項におおつて、信用状の transfer とつうことを、assignment との関連におおつて考察し、信用状が transferable とつうときは、信用状の受益者の地位の譲渡即ち信用状条件充足の代行が許容されることを意味するとした。

このような信用状条件の充足ということには、个性的要素 (personal element) が非常に強くみられるために、信用状に明示の授權のないかぎりは、受益者たる地位を譲渡しえないとの原則を眺めたのである。しかしながら、前項のはじめにもふれたように、信用状の受益者が自から信用状条件を充足する以上は、信用状に盛られた約束にしたがつて、受益者が発行銀行に対し自己振出の手形の引受・支払を請求しうる権利というものは、金銭の支払のみを目的とするものであるから、非個人的 (non-personal) なものであり、米国コモン・ローの原則によればその譲渡 (assignment) は原則として可能ということになってくる。⁽¹⁴⁾そして発行銀行に対し手形の引受・支払を請求しうる権利というものは、受益者による信用状条件の充足をまっしてはじめて現実化するものであり、信用状条件の充足以前においては一種の期待権的なものにとどまるのではあるが、⁽¹⁵⁾条件充足以前における期待権の譲渡を認めても、その権利行使が依然として受益者による信用状条件充足にかからしめられる以上は、何ら不都合でないばかりでなく、それが、輸出商たる受益者への金融を助ける back-to-back credit 制度の有用な機能の発揮に結びつく以上は、⁽¹⁶⁾むしろ法としては、その期待的権利の譲渡性をも明確に規定するのが望ましいと考えられる。⁽¹⁷⁾そこでこの点について統一商法典は、「信用状にその移転または譲渡をなしえない旨 (nontransferable or nonassignable) が明示せられているときと雖も、受益者は、信用状の条件を履行する前に信用状手取金に対して彼が有する権利 (his right to proceeds) を譲渡することができ」⁽¹⁸⁾と、信用状手取金に対する権利の問題として規定した。もともと、信用状条件が満たされないかぎり、受益者は信用状発行者の履行を迫る権利はなく、したがって受益者は発行者から金銭を受領する権利も手形を引受けざる権利も当然には有しないわけであって、信用状手取金に対する権利 (right to proceeds) という言葉はあいまいな用語法といわなければならないが、本条第一項との関連からいっても、本項が、受益者の振出し

手形の引受・支払をうる権利(信用状条件充足以前に)の譲渡性を規定していることはあきらかであり、そのことは本条の Official Comment によっても支持しうるのである。ただ本項が、「信用状にその移転または譲渡をなしえない旨が明示されているときと雖も……」との表現を使用していることは、一見したところ、本項の規定が存しなれば、nontransferable の信用状であるかぎり信用状手取金に対する権利すらも譲渡しえないとの了解・判断を前提とするかのようにもおもわれ、立法過程において依然として信用状の受益者の地位の譲渡 (transfer) ということ、信用状の下で受益者の有する権利の譲渡 (assignment) ということとの間の明確な区別につき、若干の理論的混乱の存したことを示すように感じさせるのであるが、⁽¹⁹⁾これは、両者を混同する判例への反駁的表現とも受け取ることが可能であらう。本条の Official Comment も、第二項は、発行者が信用状手取金 (proceeds) に対する権利の譲渡について明示の授權をしないかぎり、多くの州では法的に非常に不安な back-to-back credit 発行の実務を、法的に健全なものとすると意図の下に規定されたと解説している。そして信用状に統一規則の引用がなされている場合でも、統一規則は信用状の受益者の地位の譲渡についてふれるにすぎず(四六)、信用状手取金 (proceeds) に対する権利の譲渡については何等ふれるところがないから、統一商法典五——一六条二項との間に理論上の衝突はありえないとおもわれる。⁽²⁰⁾

註⑤ 註⑥参照。

⑤ Ward and Harfield 註⑤引用書一六五頁参照。

⑥ Back-to-back credit の機能については Ward and Harfield 註⑤引用書一六五頁以下および、拙稿・註①引用論文六四頁参照。

⑦ 理論的分析は完全ではないが、Kingdom of Sweden v. New York Trust Co., 197 Misc. 431, 96 N. Y. S. 2d 779 (Sup. Ct. 1949) 統一規則①レ-② Back-to-back credit の制度を支持するものと主張するものとを比較して、⁴⁹註①引用① Drifson case 参照。

⑧ 註①引用① N. Y. Leg. Doc. 六二頁および Chadsy 氏の発言および拙稿・註①引用論文八九一・八八八頁参照。

19 たとは註(7)引用の N. Y. Leg. Doc. 五〇頁以下参照。本項は信用状手取金に対する権利の譲渡について規定するのであるから、「信用状にその移転または譲渡をなさない旨が明示されているときと雖も……」というものは、全く当然の事理を表現しているにすぎない。そして本項の下では、信用状に信用状手取金に対する権利の譲渡をも認めないとの条項が挿入されている場合については、何らの解決も与えられていず、その点是非個性的権利の譲渡禁止の特約の効力に関する各州コモン・ロー原則に委ねられているといえよう。(私著、Izawa, Sono, and Shattuck 註(7)引用論文では、本項は、信用状手取金に対する権利の譲渡制限を禁ずる趣旨の規定と考えていたが、本稿のように改める。)なお註(9)参照。

20 註(7)引用の N. Y. Leg. Doc. 六八頁における Chadsey 氏の発言および拙稿・註(8)引用論文八八九頁参照。

二 次に本項によって認められる信用状手取金に対する権利の譲渡性に関連して、信用状手取金に対する権利の譲受人が再譲渡しうるか否かは論議を招きそうである。統一規則には、信用状の受益者の地位の譲渡が明示の授權により認められる場合にも、受益者の地位の譲渡は一回かぎりとし再譲渡を禁止する規定がみられ(四六条)、信用状に統一規則の引用がなされているときは、この規定が信用状手取金に対する権利の譲渡にも適用されるとの考えも相当強い。⁽²¹⁾しかしこれは、既に眺めてきた信用状における transfer と assignment との混同から生じた議論といふべきであって、統一規則の規定は、本来信用状の受益者の地位の譲受人による再譲渡についての制限規定なのであるから、信用状への統一規則の引用が、統一商法典の下で規定される信用状手取金に対する権利の譲渡性に対して、効果的な再譲渡禁止のための約定になりうるかは、非常に疑問といわなければならないであろう。ただ、統一商法典五一一一六条二項の目的は、たとえ信用状手取金に対する権利の譲受人に再譲渡の禁止をしたとしても充分達成されうる点から考えて、不要の混乱を避けるために再譲渡を禁じているものと解釈するためには、「……受益者は……譲渡することができる」との規定が、譲受人による再譲渡は排斥していると説明しうる可能性はあろう。

なお第二項には、信用状手取金に対する権利の譲渡性に関する原則規定に続き、「このような譲渡は、担保取引に

金に対する権利の譲渡が、場合によっては、銀行信用状業務の異常な煩雑化を招き深刻な影響（ひいては信用状手数料率の増加を惹起させ、極論するならば、信用状制度自体の存続を脅やかす）を与えうる可能性に我々としては無関心であるべきではなく、立法論としては、第二項の原則の適用は、back-to-back credit の場合にのみ限定するという方向をとるべきではなからうかとおもわれる。²³⁾

統一商法典五—一六条は、現在の米国コモン・ロー原則の混乱した現状を救済しようとし、コモン・ローのみでは解決困難な實際上非常に重要な問題を扱っているのであって、用語上の不幸なあいまいさにもかかわらず、本条の存在が法原則をはっきりさせ、その出発点を形成するものであることは間違いない。本条は、この小稿で眺めてきたように、信用状の受益者の地位の譲渡や受益者の有する権利の譲渡が安心してなされるような法的環境を作ろうとしているのであって、実際上の諸問題は常に生じつづけるとしても、その目的達成によって一応満足すべきものとなつているといえよう。

註²³⁾ 註(5)引用の N. Y. Leg. Doc. 四〇頁以下参照。

註²⁴⁾ The Official Supplement No. 1 (1955) to the Uniform Commercial Code 一六〇頁参照。

註²⁵⁾ 信用状手取金に対する権利の単純なる譲渡ということが、譲受人にとってもあまり賢明な方法とは考えられないことについて、拙稿・註(5)引用論文六三頁以下参照。